

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第8号

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則

(鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則(平成16年鈴鹿市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前												
(事務局の組織) 第3条 事務局に次の表に掲げる課及びグループを置く。 <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>グループ</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教育支援課</td><td>学校支援グループ <u>こども支援グループ</u></td></tr></tbody></table>	課	グループ	略	略	教育支援課	学校支援グループ <u>こども支援グループ</u>	(事務局の組織) 第3条 事務局に次の表に掲げる課及びグループを置く。 <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>グループ</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教育支援課</td><td>学校支援グループ <u>子ども支援グループ</u></td></tr></tbody></table>	課	グループ	略	略	教育支援課	学校支援グループ <u>子ども支援グループ</u>
課	グループ												
略	略												
教育支援課	学校支援グループ <u>こども支援グループ</u>												
課	グループ												
略	略												
教育支援課	学校支援グループ <u>子ども支援グループ</u>												

(鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正)

第2条 鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則(平成27年鈴鹿市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 公印監督者 公印に関する事務を総括する者で、学校にあっては学校教育課長、幼稚園にあっては <u>こども育成課長</u> をいう。	(4) 公印監督者 公印に関する事務を総括する者で、学校にあっては学校教育課長、幼稚園にあっては <u>子ども育成課長</u> をいう。

(地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（令和7年鈴鹿市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

改正後		改正前	
(補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。		(補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。	
補助執行させる事務	市長の補助機関である職員	補助執行させる事務	市長の補助機関である職員
		<u>1</u> 公民館及びふれあいセンターに関すること。	副市長、地域振興部長、地域振興部次長及び地域協働課の職員
<u>1</u> 略	略	<u>2</u> 略	略
		<u>3</u> 文化財に関すること。	副市長、文化スポーツ部長及び文化財課の職員

			4 図書館に関する こと。	副市長、文化スポーツ部長及び図書館の職員
2 市立幼稚園の施設整備及び設備の維持管理に関すること。	副市長、 <u>こども政策部長</u> 、 <u>こども政策部次長</u> 及び <u>こども政策課</u> の職員		5 市立幼稚園の施設整備及び設備の維持管理に関すること。	副市長、 <u>子ども政策部長</u> 、 <u>子ども政策部次長</u> 及び <u>子ども政策課</u> の職員
3 市立幼稚園の管理運営に関すること。	副市長、 <u>こども政策部長</u> 、 <u>こども政策部次長</u> 及び <u>こども育成課</u> の職員		6 市立幼稚園の管理運営に関すること。	副市長、 <u>子ども政策部長</u> 、 <u>子ども政策部次長</u> 及び <u>子ども育成課</u> の職員
4 市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関すること。	副市長、 <u>こども政策部長</u> 、 <u>こども政策部次長</u> 及び <u>こども育成課</u> の職員		7 市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関すること。	副市長、 <u>子ども政策部長</u> 、 <u>子ども政策部次長</u> 及び <u>子ども育成課</u> の職員
5 市立幼稚園の職員及び園児の保健、安全、厚生及び福利に関すること（公立学校共済に関することを除く。）。	副市長、 <u>こども政策部長</u> 、 <u>こども政策部次長</u> 及び <u>こども育成課</u> の職員		8 市立幼稚園の職員及び園児の保健、安全、厚生及び福利に関すること（公立学校共済に関することを除く。）。	副市長、 <u>子ども政策部長</u> 、 <u>子ども政策部次長</u> 及び <u>子ども育成課</u> の職員
6 市立幼稚園の環境衛生に関すること。	副市長、 <u>こども政策部長</u> 、 <u>こども政策部次長</u> 及び <u>こども育成課</u> の職員		9 市立幼稚園の環境衛生に関すること。	副市長、 <u>子ども政策部長</u> 、 <u>子ども政策部次長</u> 及び <u>子ども育成課</u> の職員
7 市立幼稚園の職員の服務に関すること。	副市長、 <u>こども政策部長</u> 、 <u>こども政策部次長</u> 及び <u>こども</u>		10 市立幼稚園の職員の服務に関すること。	副市長、 <u>子ども政策部長</u> 、 <u>子ども政策部次長</u> 及び <u>子ども</u>

	<u>も育成課の職員</u>		<u>も育成課の職員</u>
8 教育相談に関する こと。	副市長、 <u>こども政 策部長</u> 、 <u>こども政 策部次長</u> 及び <u>こど も家庭支援課</u> の職 員	11 教育相談に関する こと。	副市長、 <u>子ども政 策部長</u> 、 <u>子ども政 策部次長</u> 及び <u>子ど も家庭支援課</u> の職 員
9 鈴鹿市就学支援 委員会に関するこ と。	副市長、 <u>こども政 策部長</u> 、 <u>こども政 策部次長</u> 及び <u>こど も家庭支援課</u> の職 員	12 鈴鹿市就学支援 委員会に関するこ と。	副市長、 <u>子ども政 策部長</u> 、 <u>子ども政 策部次長</u> 及び <u>子ど も家庭支援課</u> の職 員
備考 略		備考 略	

(鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（令和7年鈴鹿市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

改正後

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 課 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第1号）第3条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条の表に規定する文化振興課、こども政策課、こども育成課及びこども家庭支援課をいう。

別表第2（第13条関係）

登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
31020-101	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	就学援助事務用	就学援助審査結果通知書 学校保健医療券	31010-1
31020-102	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	特別支援就学奨励費事務用	特別支援教育就学奨励費の支弁区分について（通知）	31010-1
24020-101	略	略	略	略	略	略	略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 略

改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 課 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第1号）第3条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条の表に規定する地域協働課、文化振興課、文化財課、図書館、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課をいう。

別表第2（第13条関係）

登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
31020-101	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	就学援助事務用	就学援助審査結果通知書 就学援助費口座振込通知書 学校保健医療券	31010-1
31020-102	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	特別支援就学奨励費事務用	特別支援教育就学奨励費の支弁区分について（通知） 特別支援教育就学奨励費振込通知書	31010-1
24020-101	略	略	略	略	略	略	略
31010-101	教育総務課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	学校給食事務用	学校給食費納入通知書 学校給食費納入通知書（変更） 学校給食費督促状 学校給食費納付催告書 学校給食費充当通知書 学校給食費還付通知書	31010-4

					学校給食費への児童手当か らの支払済通知書	
--	--	--	--	--	--------------------------	--

備考 略

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。